

# 園芸

5月25日(月)に地域交流スペースで「園芸レクリエーション」を開催し、今年も花と野菜(キュウリ・トマト・さつまいも)を植えました。今年はさつまいも専用のプランターに植えたので今から収穫が楽しみです。これからも毎日水遣りを頑張ります♪

# レスパイト 落合 新聞

6月号

令和8年6月15日

特別養護老人ホーム  
レスパイト落合



## 【カラオケ発表会】

6月15日(月)にカラオケ発表会を開催しました。今年も皆さんが日頃から練習されている好きな曲をご自身で選んでいただき順番に発表して頂き、地域交流スペースで楽しいひと時を過ごしました。開催の様子は7月号でご紹介します。



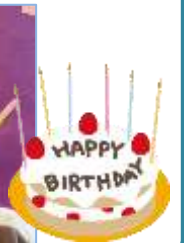
毎年7月に岐阜から本物の笹運び、七夕まで皆さんの願い事を書いて頂いた短冊を笹に結び各階の中央スペースに飾ります。今年はどうな願い事をしましょうか



お誕生日  
おめでとう!

6月

6月に誕生日を迎えられる方をご紹介します。  
お誕生日おめでとうございます。



## 介護保険負担限度額認定証の更新

今年も「介護保険負担限度額認定証」の更新時期となりました。お手元に申請書類が届いた方はご確認いただき、期日までに申請をお願いいたします。

申請方法については「令和8年8月1日以降に係る負担限度額認定証の申請について」をご確認下さい。新しい介護保険負担限度額認定証を受け取られましたら、7月中に施設へ写しを提出して頂きますようお願い致します。

※名古屋市は「電子申請サービス」での受付を行っています。詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご参照ください。

### 【お知らせ】

- ① 「後期高齢者医療資格確認書」
- ② 「福祉給付金資格者証」
- ③ 「介護保険負担割合証」
- ④ 「介護保険負担限度額認定証」

上記4点について、8月より新しい証書へ変わります。

ご自宅に届きましたら、**7月末日まで**に施設へ写しを提出して下さい。

施設に届く方は7月末日までに受け取りに来て頂けますようお願いいたします。期限が切れると保険の適用が受けられない可能性がありますので、必ず期限までに写しの提出をお願いいたします。

よろしく  
お願いします



### 【負担限度額認定の手続き】

お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課において、負担限度額認定の申請を行ってください。該当する方には「負担限度額認定証」を発行します。

認定を受けられた方は、利用する施設等へ負担限度額認定証を提示し、その認定証に記載された負担限度額をお支払い下さい。

なお、申請時に必要書類等は以下の通りです。 ※各種様式は区役所、支所にあります。

＜申請に必要な書類＞ ※下記の全ての書類が必要です。

- |  |   |   |   |
|--|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険負担限度額認定申請書</li> <li>② 同意書（申請書の裏面にあります）</li> <li>③ 預貯金簿等内訳書</li> </ul> | } | + | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預貯金通帳等の写し</li> <li>・ 介護保険被保険者証またはその写し</li> </ul> |
|--|---|---|---|

### ！！申請時の注意事項！！

- ・ 被保険者本人及び配偶者が保有する全ての通帳等の写しを添付してください。
- ・ 振行名・支店・口座番号・名義の分かる部分と最終の残高（原則として申請日から2か月以内の記録が必要）が分かる部分の両方が必要です。普通預金の他に定期預金等全ての種目を含みます。
- ・ 虚偽の申告により不正に支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、最大2倍の加算金を求め支給された額を返還していただくことがあります。

### 【負担限度額認定の有効期間】

申請がなされた月の初日から、直近の7月31日までの負担限度額認定証を発行します。（申請月より前にさかのぼって発行することはできませんのでご留意下さい。）

また、負担限度額認定における市町村民税の課税状況については、各年度8月からは当該年度のもの（4～7月については前年度のもの）により判定します。

一旦、負担限度額認定に該当しなかった場合でも、その後「利用者負担第1～3段階」に該当することとなった場合には、再度申請を頂くことにより申請日の属する月の初日から適用を受けることができます。

### ○市町村民税課税の方への特例減額措置

市町村民税課税者がいることにより、負担限度額認定について「非該当」となる場合であっても、次の要件を全て満たされる場合には、特例的に負担限度額認定を受けることができますので、該当すると思われる方は、必要書類等をご持参の上、区役所福祉課または支所区民福祉課まで申請いただきますようお願いいたします。

#### 【適用の要件（特例減額措置）】

- 市町村民税課税者がいる世帯（別世帯の配偶者が課税者である場合も含む）であること。ただし、単身世帯は除きます。
- 介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第1段階～第3段階之に該当せず、施設と契約した「食費」「居住費」を負担する必要があること。
- 世帯の年間収入から、施設入所に伴う年間の利用者負担（「1割負担」、一定以上所得を有する方は「2割負担」または「3割負担」、「食費」、「居住費」）を引いた額が、82万6,500円以下であること。
- 世帯の預貯金等の額の合計が「450万円」以下であること。（預貯金等とは、預貯金のほか、有価証券、債権を含みます。）
- 世帯全員が、日常生活に供する土地、家屋以外の資産を有しておらず、かつ介護保険料を滞納していないこと。

#### 【ご持参いただく資料】

- 介護保険被保険者証（写しでも構いません。）
- 世帯全員の預貯金通帳（写しでも構いません。）
- 施設入所により負担する「食費」「居住費」の額が分かるもの。（施設との入所にかかる重要事項説明書や契約書など）



## 編集後記

6月に入り梅雨の時期となりました。空調を上手に使用し夏本番に向けて体調管理を行いましょう。

居室の空調は個別に調整できますが、フロアの空調は個人に合わせることができませんので必要な方は上着を着用するなど個々での調整をお願いいたします。



管理栄養士

ゆみた ちあき  
弓田 千愛



6月1日に入職しました管理栄養士の弓田です。特養での栄養士経験はありませんが、これから利用者様に美味しい食事を召し上がっていただけるよう頑張ります。よろしく申し上げます。

